

再意見書

平成 23 年 3 月 4 日

情報通信行政・郵政行政審議会

電気通信事業部会長殿

郵便番号 301-0032

(ふりがな)

茨城県竜ヶ崎市佐貫 3-18-5

ドリームダイレクト株式会社

電話番号

電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 23 年 1 月 25 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

意見書

各地域の事業者差様が提出された意見にあるとおり、ADSL 普及による日本のブロードバンドが世界一安く早いサービスとなったのは、地域密着でサービス提供努力をしてきたADSL 事業者が大きく一翼を担ってきたことは無視できない事実です。

本来であれば ADSL 及び光の共存が弊社にとってのぞましいのですがなかなかそうも行きません。未来の選択が光であればそれに追随する他は無いように考えます。しかしながら国民の財産を使って光回線は自分で引いたゆう 強引な主張にはとても賛同できません。現状光の道構想では日本電信電話東西しか恩恵を受けません。光の基本インフラを OPEN にして DSL 事業者及びプロバイダー等々自由、闊達な競争取り入れるべきです。

それには、現在実施している 8 分岐を停止し 1 分岐または、NTT 回線との混在を求めます。アナログ回線では国民の負担を求め光は自分たちで敷設した。

とゆう根拠が非常にあやふやで考え方に我慢なりません。 アナログ線も光線も国民共有の財産です。

国民から取り上げた財産を基にしてビジネスをするのであれば、その財産はビジネスをするための共通財産です。

抱え込みをしないで日本国の未来を見据え開放しましょう。

以上